

連携医療機関登録制度に関する覚書

国立研究開発法人 国立がん研究センター中央病院長 殿

_____（以下、「甲」という。）は、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院（以下「乙」という。）の連携医療機関登録制度（以下「本制度」という。）に登録を申請するにあたり、以下の条項を理解した上で同意します。

（目的）

第1条 本制度は、甲及び乙が相互の医療機能を活かして連携協力を図り、適切で質の高い医療の提供並びに療養環境の確保を通じ、患者一人ひとりに最善の医療を提供することを目的とする。

（申請）

第2条 甲が本制度への登録を申請するにあたっては、以下の各号に定める要件をすべて満たしていることを前提とし、乙に対して「連携医療機関登録制度に関する覚書」（以下「本覚書」という。）及び「連携医療機関登録申請書」（以下「申請書」という。）を提出する。

- 一 甲乙間において、前方または後方連携の実績が申請日から過去1年間に1件以上認められること。
- 二 科学的根拠に基づいたがん診療を実施していること。
- 三 がん患者の診療支援を行える体制が適切に整備されていること。

（登録）

第3条 乙は、前条に基づく申請を受理した後、所定の審査を行い、登録を承認した場合には、甲に対し医療連携登録証（以下「登録証」という）を交付する。

2 甲は、登録後に申請内容に変更が生じた場合には、速やかに乙に対して申請書を再提出する。

（有効期間）

第4条 登録の有効期間は登録日から3年とする。甲または乙から特段の申し出がない場合は有効期間を3年間延長し、以降の更新についても同様とする。

（登録の解除）

第5条 甲または乙が登録の解除を希望する場合は、双方協議のうえ、登録を解除する。

2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、前項の協議を要せず、また前条に規定する登録の有効期間満了を待たずに、甲の登録を解除することができるものとする。

- 一 甲の診療実態について、電話、ホームページ、厚生局等を通じて現存の確認が取れない場合
- 二 第2条の規定による申請に際して、虚偽又は不実の記載が判明した場合
- 三 その他医療連携に著しい支障を及ぼす事実が判明した場合

3 甲及び乙は、有効期間が満了した場合又は登録が解除された場合には、印刷物やホームページから連携登録に関する記載の消去を行う。また甲は、速やかに登録証を乙に返却するものとする。

本覚書の合意を証するため、甲乙各記名押印の上、乙が原本を、甲が写しを保有する。

西暦 年 月 日

甲

印

乙 国立研究開発法人 国立がん研究センター中央病院
病院長

印